

令和 8 年度精神保健福祉相談員（会計年度任用職員）募集案内

令和 8 年 7 月 28 日
大田区福祉部蒲田地域福祉課

1 職名・採用予定数

職 名	精神保健福祉相談員
採用予定数	若干名

2 選考の受験資格

次の要件を全て満たす方は、受験することができます。

(1) 精神保健福祉士の資格を有する方

ただし、次の項目に該当しない方（地方公務員法第 16 条に基づく欠格条項）。

※参考 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 労働条件等

(1) 職の位置づけ

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員の職となります。

(2) 職務内容

精神保健福祉相談員の職務は、精神保健福祉業務に関すること（病院・患者自宅等への訪問業務を含む。）とし、次に掲げるものとします。

- ア 精神障がい者の地域生活を支援するためのアウトリーチ支援業務に関すること。
- イ 精神障がい者の退院後支援計画の作成及びその支援に関すること。
- ウ その他精神障がい者に係る支援に関すること。

(3) 任用期間

令和 8 年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが、再度の任用を保証するものではありません。

（４）勤務時間・勤務場所・休日

勤務場所	地域福祉課 ※１ 敷地内は禁煙です。
勤務日数	原則 月曜日から金曜日のうち、週４日 ※２
勤務時間	原則 午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩６０分）、実働７時間４５分 ※３
休日	原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。 上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年始年末の休日（１２月２９日から１月３日までの日。ただし、①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日 ※週休日と休日が重なった場合は、その日は週休日となる。

※１ 勤務場所は原則、大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課のうちいずれかとなります。ただし、必要に応じて他の地域福祉課で業務に従事する場合があります。

※２ 規則性のある週休日の設定をお願いすることになります。

※３ 場合によっては、超過勤務、休日勤務をお願いすることもあります。

（５）報酬等

報酬額	月額 293,280 円
諸手当（相当額）	通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
休暇	慶弔休暇等の休暇があります。
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、大田区の会計年度任用職員の職を除き、兼業することができます。

※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 38 号）によります。

4 選考方法等

書類審査の上、面接を実施し、採用者を内定します。

※面接については令和 8 年 9 月上旬頃（予定）、20 分程度実施します。

作文採点要素	主な着眼点
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さを感じられるか。
独自性・表現性	自分の言葉で記述しているか。作文の表現力は豊かか。
積極性	作文から熱意を感じられるか。

面接採点要素	主な着眼点
知識及び技能	職務上必要な専門知識・技能の保有度はどうか。
積極性	意欲をもって職務に当たることができるか。
勤勉性	真面目に、かつ熱心に職務に当たることができるか。

5 採用予定者数

若干名

6 申込方法

以下の書類を下記申込先まで郵送又は持参してください。

提出書類	① 令和 8 年度精神保健福祉相談員採用選考申込書（写真添付） ② 資格を証明するものの写し ③ 作文課題「あなたは精神保健福祉相談員として、地域における精神障がい者や精神に課題を抱える方への支援にどのように取り組みますか、具体的な内容を述べてください。」（原稿用紙 600～800 字程度。パソコン可） ④ 返信用封筒（長形 3 号サイズ（120mm×235mm）に 110 円切手を貼付し、申込者の住所・氏名を記載したもの）
募集期間	令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 26 日（水）まで（必着）
申込先	〒144-0053 東京都大田区蒲田本町 2-1-1

	大田区福祉部蒲田地域福祉課管理係（蒲田地域庁舎 3 階） 電話：03-5713-1505
--	---

※提出書類一式を入れた封筒の表に「精神保健福祉相談員受験申込」と朱書きしてください。

※郵送の場合は簡易書留で送付してください。

※応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※書類審査の上、面接対象になった方については、提出された選考申込書に記載された現住所へ面接選考の案内を郵送します。

7 受験者への通知方法

受験していただいた方へ、可否に関わらず令和 8 年 9 月下旬頃までに、郵送にて通知いたします。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- （1）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- （2）採用はすべて条件付きのものとし、採用後 1 か月間（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- （3）記載されている報酬額等については、令和 8 年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。